

平成22年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成22年9月17日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成22年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第13 議案第15号 周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 発議第2号 柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議の提出について

日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 認定第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 認定第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 認定第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 認定第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 認定第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 認定第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 認定第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 認定第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 認定第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約・法第180条関係）
- 日程第13 議案第15号 周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 発議第2号 柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議の提出について
- 日程第15 議員派遣の件について

出席議員（19名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	川元 文雄君
東和総合支所長	菊本 雅喜君	橘総合支所長	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。それでは、昨日16日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．認定第9号

日程第10．認定第10号

日程第11．認定第11号

議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第11号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

9月6日の本会議において所管の常任委員会に分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、11議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷委員長。総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、委員会を開催し、審査を行いました。審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分について及び認定第10号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について、教育委員会、総務課関係では、学校給食費において滞納が見受けられるが、収納対策としてはどのような対応をし

ているのか。との質問に対して、平成21年度分については14万3,400円、3世帯5人分である。滞納者には、学級懇談などの際に学校とともに納入を要請している。滞納者も幾らかずつでも納めており、全額ではなく1から七、八カ月分である。との答弁でありました。

また、学校給食調理業務を業者委託してからの給食の味、ほか生徒の声・反応は。との質問に対して、給食材料については、これまでどおり町で購入している。調理業務の委託に伴う味の変化や弊害など苦情といったものは聞いておらず、特に変わったところはない。むしろ、十分に努力してやってもらっていると認識している。との答弁でありました。

久賀中学校は、古い校舎であり、特に職員室の雨漏りがひどい状態であると聞いている。修繕などの対策はどうしているのか。との質問に対して、昨年度くらいから何度も行っているが、原因がわからないため、完全には止まっていないのが実態である。基本的には、できるかぎり修繕していこうということですが、平成22年度に久賀中学校の耐震化計画の方法を検討している。との答弁でありました。

この答弁に対して委員より、基本的には、平成29年度に中学校再統合をめざす方針であるなら、それらを詰めて考える余地があると思う。との意見がありました。

学校教育課関係では、遠距離生徒通学費補助金の交付人数等についての質問に対して、交付人数は、久賀中の交付者20人で、内訳として三蒲から2人、棕野から11人、浮島から7人。東和中では2人で、いずれも浮島の生徒である。との答弁でありました。

委員より、宮本常一を教育に生かす取組みを行ったとあるが、その内容は。との質問に対して、6月に開催した宮本常一についての教育力向上ステップアップセミナーに19人の教員が参加した。また、宮本常一が撮影した写真を調べるコンクールでは小・中学校から67点の応募があった。宮本常一副読本を活用した事例集を発行し、活用している。との答弁がありました。

答弁を受け、委員より、周防大島文化交流センターは、人づくりや地域づくりを進めるための施設であり、センターの運営協議会を活用することや、地元のいろいろな団体や民間の活用など、連携が大事だと考える。効果的なアレンジをお願いしたい。との提言がなされました。

社会教育課関係では、特にございませんが、陸上競技場の人工芝に関する発言がありました。

次に、総務課関係では、消防費において、前島のヘリポート管理について、現在の位置を移転して漁港用地周辺の利用は考えられないのか。また緊急車両の整備はできないのか。との質問に対して、前島の状況は理解しているが、漁港施設内への常設は難しい。緊急時の場合は使用可能と思われる。緊急車輛については、総合計画に計上予定である。との答弁でありました。

答弁を受け、緊急時に使用できるように、漁港用地に置かれている残土や土木資材を整理しておく必要がある。との意見がありました。

これに対し執行部より、地元の協力も必要であり、指導も考慮し、今後検討してまいりたい。

との答弁でありました。

住宅用火災警報器貸与事業について、75歳以上の高齢者に無償貸与と思うが、取付は完了したか。との問いに対して、平成21年度の希望者においてはすべて完了している。との答弁でありました。

そのほか、戸籍に関しての所在不明についての発言もありました。

次に、政策企画課関係では、成果報告書に周防大島高齢者モデル居住圏構想の推進の取り組みについて2点記載しているが、具体的にどういう成果があったのか。また、2010年までの構想とあるが、以降の取り組みの予定はあるのか。との質問に対して、ホームページによる情報発信とは、町のホームページのことである。空き家情報有効活用システムとは、空き家を貸したいという申し出があれば登録し、借りたい人にあっせんするシステムであり、21年度の登録は1件であった。空き家の提供があり、宅建業協会が確認し、貸家としての価値があれば、登録ということになるが、空き家の提供がなかなかないのが現状である。周防大島高齢者モデル居住圏構想の2010年以降の取り組みは、町の総合計画に引き継ぐ。との答弁でありました。

そのほか、行政連絡船に関して、笠佐島の船着場の現状についての発言がありました。

次に、財政課関係では、財政指標について、町の債務について、繰上償還について、また基金の活用と動きについて説明をしてほしい。との委員からの発言に対して、まず、財政指標に関しては、実質収支比率の標準が3から5%と言われており、本町の実質収支比率は4.6%で、実質収支額4億6,174万6,000円は、標準的な繰越額であるといふうに思っている。

また、経常収支比率、財政健全化法に基づく実質公債費比率、将来負担比率も昨年に比べて改善されてきている。とのことであります。

次に、地方債についての状況では、21年度末の地方債残高は、一般会計で約7億9,900万円の減。特別会計を合わせて10億2,400万円の減になっており、これに企業局が大島病院関係で3億400万円伸びたことにより、総額では7億2,000万円の減となっているとのことであります。

次に、繰上償還に関しては、平成19年度から始まった補償金免除による繰上償還により、利率5%以上の借り入れはほぼ償還を終え、これにより、一般会計と簡易水道事業特別会計をあわせて、約1億7,700万円の利子の軽減が図られたとのことであります。

最後に、基金に関しては、財政調整基金の取り崩しは行っておらず、減債基金、ちびっ子医療費助成基金等は、各条例の目的に沿った事業を行った。ふるさと創生基金は、20年度に生活対策臨時交付金をこの基金に積み立て、21年度で1億4,800万円を取り崩し、主に各総合支所で行う20万円未満の工事請負費、建設課の道路改良等、さらには水産課の漁港整備、農林課の農道整備といった住民に密着した事業を行ったとの説明がありました。

次に、契約管理課関係では、入札に関して、最低制限価格の事前公表によるくじ落札や、低入札価格による落札が多く見受けられるが、担当課としてどう考えているか。また総合評価の導入などの考えを持っているか。との問に対して、くじがすべてとは考えていない。総合評価導入について、評定点については、県と違って専門職が少なく、難しい面はある。工事担当者の会議を開催し、指導はしているが確かに難しい面が多い。しかしながら、せつかく点数をつけるのであれば、どこかの時点でその評点を評価に生かさないといけないとは思っている。との答弁でありました。

関連して委員から、町に対して貢献のある業者とかについてはそれなりの対応をしないといけないのではないか。そうしないと大島の業者はすべてだめになってしまう、ぜひ検討してほしい。との意見に対して、災害協定を結んでいる業者等については、点数を加味するといったようなことを行っている自治体もあるようである。これらを含めさらに検討してまいりたい。との答弁でありました。

そのほか、税務課、総合支所、議会事務局等に関しては、特に質疑はありませんでした。

以上が、認定第1号平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算についての主なものであります。

認定第10号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算に関しては、特に質疑はございませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今聞いておってわかりにくい部分が、いわゆる償還の部分であります。償還の部分で、今年度新たに償還した部分という報告で、トータルで述べられたんじゃないかというふうに思いますが、病院企業局にかかわる部分については、基本的には起債残はふえていくんじゃないかというふうに見ておりますが、執行部からの説明でどういう説明があったのか、もう一度ちょっと答弁をお願いしたいというふうに思います。

それともう1点が、いわゆる総合評価方式について議論があったというくだりがありました、報告がね。それは、執行部の答弁はわかりました。いわゆる、基本的には難しい部分があるんだということを言われました。じゃが、実際的に、先ほど報告された町に貢献した業者については、いわゆる得点を上げるべきだというくだりがありましたが、その町に貢献とは何を指すのかという部分で、具体的にあったのかなかったのか聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 繰上償還ということ。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 繰上償還については、今までも議論したとおり、特別会計と一般会計で繰上償還、いわゆる5%以上部分について済ましたよということだから、そりゃ当然1億7,000万円あまりの、いわゆる町にとってのメリットはあったということは、既に事前に調査しておりますので、その部分はいいです。ただ、起債残高の今年度、22年度起債の償還部分について、繰上償還じゃない、起債の償還部分について、大島病院の起債の償還、いわゆる21年度分の起債償還についてさっき触れられましたので、報告の中で、その報告の中で触れた部分で、企業会計の部分も含めて報告されたんで、もう1回その辺の確認をしちょきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） まず、執行部からの説明の内容は、先ほど報告いたしました、地方債の減の報告がありました。それから、もう一つ繰上償還に関しての軽減図られたという報告がありました。それから、基金に関する報告、財政報告といいますが、財政担当からの報告ですね、その3点がありました。その、今報告を、委員長報告を読み上げましたが、この報告のこと以外には、執行部からの説明はありませんでした。

それから、入札に関する件ですね。質問は、読み上げました文章をもう1回読み上げますが、町に対して貢献のある業者とかそれについては、それなりの対応をしないといけないのではないか、そうしないと大島の業者はすべてだめになってしまう、ぜひ検討してほしい、という質問でございました。これ以外、ほかの言葉は出ておりません。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いわゆる私が質問したのは、非常にあいまいになったらいけん部分として、「町に貢献した部分」という部分が、何を具体的に指して言ったのかという点がわかりにくいて質問しよる。町に貢献した部分ということで、何か具体的にあったら答弁を求めておきたいというふうに思っている。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） それはわかりません。実際のところわかりません。（発言する者あり）

質問は、委員さんの質問は、今報告で申し上げた質問だったんですが、それに対する執行部からの答弁の中で、「災害協定を結んでいる業者等については点数を加味するというような自治体もあるので、そういう部分を検討していきたい」というような答弁がございましたので、そういうことではないかというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） なければ、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元民生常任委員長。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第5号まで及び認定第11号について、お手元に配布致しております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、一般会計の福祉課関係では、委員より、児童福祉費の国庫補助金収入未済額の内容についての質問に対し、執行部より、子ども手当システム構築が翌年度繰越事業となったことにより、その財源である国庫補助金が未収入となった。との答弁でした。

民生費負担金・保育料の滞納繰越分収入済額24万4,658円は何件分か。また、不能欠損額96万7,390円は何名分か。の質問に対し、執行部より、滞納繰越分収入済額は16件分、不能欠損額は8名分との答弁でした。

雑入の福祉医療費高額払戻と厚生医療給付等返戻金の内容についての質問に対し、執行部より福祉医療費高額払戻については、高額療養費の払戻であり、主な内容は重度身障分3,758万9,321円、重度障害老人分1,036万7,912円である。また、更生医療給付等返戻金については、社会保険診療報酬支払基金の制度上の過誤による返戻分であり、この返戻分に対する国・県からの補助金は返還を要する。との答弁でした。

住宅新築資金等貸付金の償還完了年度についての質問に対し、執行部より、平成26年度の予定である。との答弁でした。

すば一く大島の債務負担は今年度で終了か。との質問に対し、執行部より、平成21年度で終了。との答弁でした。

昨年、県が措置しないことが話題となった重度心身障害者福祉医療の状況についての質問に対し、執行部より、県は個人負担分の導入を実施したので、その部分については町が単独でみている。支払方法は個人への償還払いではなく、国保連合会に支払っている。との答弁でした。老人クラブ助成事業補助金の単位老人クラブ及び連合会補助金についての質問に対し、執行部より単

位老人クラブ109団体については、1団体当たり4万5,900円の一律補助を行い、連合会については4地区連合会に各30万円、町老連に60万円を単独で補助している。との答弁でした。また、事業内容の具体的な報告についての質問に対し、執行部より実績報告がある。との答弁でした。

雑入の福祉タクシー返還金のタクシー券過使用についての質問に対し、執行部より、年度途中に券を紛失し再交付を受けた使用者で、年度末に個人ごとの使用枚数を集計した結果、使用枚数の超過が判明した場合。悪意はなく、再交付前に使用した枚数がわからない場合に起こっている。との答弁でした。

公立保育所機能強化事業の内容についての質問に対し、執行部より各保育所において、施設の慰問、運動会、発表会、鼓笛演奏、サタフラ参加、地域との交流など種々の事業を実施している。との答弁でした。

延長保育について、私立は実施しているが、公立は実施できないのか、延長保育がないために園児が公立から私立に流れるのではないかの質問に対し、執行部より、公立保育所でもできないことはないが、合併以前から実施していない。ただし、夕方6時ごろまでは居残り保育を実施している。また、町は、指定管理制度ができてから民間ができることは民間で実施することを検討している。経費等の面から公立運営は、将来的に課題があると思っている。との答弁でした。

その他、社会福祉協議会の補助金等について、保育単価について、公立保育所の職員数について、児童クラブについて等の質問がなされました。

また、公立保育所の存続を危惧しているので、町として責任を持って保育所運営を考えてほしい。働く家庭が保育所入所の第一条件だと思うので、仕事を変えなくてもいいように入所条件についても考慮してもらいたい。との意見がありました。

健康増進課関係では、委員より健診事業の委託先についての質問に対し、執行部より乳がん・子宮がん検診は県予防保健協会に委託、胃がん・肺がん・大腸がん検診は公営企業局に委託している。との答弁がありました。

食生活改善推進協議会の補助金増額の理由についての質問に対し、執行部より、構成人員の増加による。との答弁でした。

また、執行部より節目検診・健康診査等個人負担金及び委託料実績、予防接種実績の資料提出がありました。

国民健康保険事業特別会計では、委員より1世帯並びに1人当たりの国民健康保険平均税額についての質問に対し、執行部より1世帯平均は11万5,989円で、1人当たり平均は7万612円である。との答弁でした。

時効は何年か、前年度と比較して収納率が低下した理由についての質問に対し、執行部より、

時効は5年であるが、差押等で時効が中断する場合もある。また、徴収率については、平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、滞納者の少ない高齢者層が移行したため、見かけ上の徴収率の低下が現れている。との答弁でした。

不能欠損額の前年度比較についての質問に対し、執行部より、平成20年度が803万9,300円、平成21年度が459万5,100円である。との答弁でした。

短期証等の発行状況についての質問に対し、執行部より、短期被保険者証が112世帯で185人、資格証が70世帯で92人である。との答弁でした。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の出し方についての質問に対し、執行部より町は、この特例交付金を財源にして支払基金に介護納付金を支払っているが、これは支払基金から町の介護保険特別会計に入ってくる。との答弁でした。

一般会計繰入金のうち、財政安定化支援事業繰入金についての質問に対し、執行部より、普通交付税の需要額には8割が算入されるが、国の指導により一般会計から10割を繰り出す。との答弁でした。

公営企業局企業会計への繰出金は、国からのものかの質問に対し、執行部より、国から特別調整交付金として入ったものをそのまま繰り出している。との答弁でした。

しまとびあスカイセンター運営費に対する特別調整交付金額についての質問に対し、執行部より331万2,000円である。との答弁でした。

その他、徴収方法について等の質問がなされました。

また、国保会計はかなり厳しい状況にあるが、この会計の特殊性をよく理解してほしいとの意見がありました。

後期高齢者医療事業特別会計では、委員より、山口県及び周防大島町の後期高齢者の医療費についての質問に対し、執行部より、山口県の後期高齢者医療費は全国でも高いほうであるが、周防大島町の後期高齢者医療費は、山口県内の平均より低いほうである。との答弁でした。

保険料の計算対象は個人かの質問に対し、執行部より被保険者に対して計算するが、世帯の状況も考慮に入れている。との答弁でした。

その他、特別徴収と普通徴収の人数について、一般会計繰入金について等の質問がなされました。

老人保健事業特別会計では、委員より平成21年度は、平成19年度の精算をするための会計かの質問に対し、執行部から、法的には平成19年度で終了しているのもので、その精算をするための会計である。との答弁でした。

介護保険事業会計では、委員より、介護報酬が平成21年度は3%の増額となっているが、介護給付費も3%の増かの質問に対し、執行部より介護給付費は、老人保健施設やグループホーム

などの施設が整備されると増加する。平成21年度の介護給付費の伸び率は5.2%の増額となっているが、これには介護事務従事者の伸び率3%も含まれており、差額の2.2%についてはさらなる検証が必要である。との答弁でした。

介護保険料が7段階に改正されたのはいつからかの質問に対し、執行部より平成21年度からである。所得段階の名称としては第1段階から第7段階に改正されたが、実質は平成20年度までの6段階が8段階となった。階層的には従前とかわりないが、第4段階に特例第4段階を新設し、また旧第5段階を第5段階と第6段階に細分化し、旧第6段階を第7段階としたことにより、保険料の急激な増額の緩和を図った。との答弁でした。

平成21年度末における第1号被保険者の特別徴収、普通徴収の人数についての質問に対し、執行部より、普通徴収737人、特別徴収8,464人、普通徴収・特別徴収両方を兼ねた併徴は222人である。との答弁でした。

家族介護用品支給事業の内容についての質問に対し、執行部より支給対象者は、要介護4または5の方を在宅で介護している家族で、町民税非課税世帯である。支給方法は介護容認給付券を交付し、給付券と引き換えに紙おむつ、清拭剤、介護用肌着など介護用品の支給を受ける。給付券は1枚当たり1,250円で、1人一月当たり5枚まで使用可能とし、年間の使用上限は7万5,000円である。平成21年度の支給者は37名である。との答弁でした。また、それは自己申告か、自動的に対象となるのかとの質問に対し、執行部より介護支援専門員が制度を説明する。との答弁でした。

その他、2号被保険者の人数について、町職員のケアマネジャー有資格者数について等の質問がなされました。

また、執行部より介護保険制度の周知用パンフレットの提出がありました。

公営企業局企業会計事業では、委員より東和病院の他会計補助金が前年度と比較すると増加しているが、その内訳についての質問に対し、執行部より、平成21年度より特別交付税の不採算地区病院の基準が変更となり3,116万円の増、普通交付税の病床割分1,467万2,000円の増、救急告示病院分1,099万4,000円の増、公立病院改革プラン分83万3,000円の増、企業債償還分154万9,000円の減、ほかに救急患者受入態勢支援事業及び地域活性化交付金が167万1,000円の増で合計5,778万1,000円の増加である。との答弁でした。

訪問看護ステーションが統合されたが職員の変動は、また、サテライト方式のメリット・デメリットについての質問に対し、執行部より職員は2名減となっているが、退職者の補充ができていないので、パートで対応している。メリットとしては、サービスエリアの区分けにより効率的なサービスが可能となったこと。また、統合前より利用者の方には説明をしてきたので、統合に

よるデメリットは特にはないと思われる。との答弁でした。

電算保守の契約方法についての質問に対し、執行部よりプログラムの部分更新を行うため随意契約である。との答弁でした。

前年度と比較して収支が改善されているが、改善内容についての質問に対し、執行部より、事業収支が約1億4,800万円改善され、事業外収支では基金運用益が減少したものの、他会計補助金の増額により約1,700万円の増収となり、あわせて前年度より1億6,500万円改善された。との答弁でした。

基金運用益が減少した理由についての質問に対し、執行部より大島病院新築の支払等で運用資金が減少したことによる。との答弁でした。

大島病院移転新築工事の予算執行状況についての質問に対し、執行部より総予算45億154万3,000円で平成18年度から行っている。平成18年度から平成21年度までの執行額は18億4,493万6,000円で、そのうち平成21年度執行額は13億2,604万3,000円である。

平成22年度については、継続費として定められた年割額が26億4,223万4,000円で、解体・駐車場工事費1億5,600万円を含め約20億5,000万円の支出が見込まれる。すべての契約が終了した後、12月議会で補正をする予定である。との答弁でした。

老人保健施設・健康管理センターで赤字となっているが、以前よりこのような状況なのかの質問に対し、執行部より、健康管理センター事業は利益の出る事業ではない。主な収入は国庫補助金であるが、開所当時3,000万円近くあった補助金が年々減少して現在1,000万円程度となっている。

老人保健施設については、町合併前は負担金条例による補助金もあり赤字ではなかった。利用率はよいが、介護報酬の引き下げや給与費の増加により現在の状況になっている。との答弁でした。

赤字削減や患者をふやす方策についての質問に対し、執行部より、収入を増加させるためには患者数をふやすか、診療単価を高くしなければならない。入院では、上位の看護基準にすれば単価は上がるが、入院日数の制限が短くなり現状の在院日数では難しい状況である。また、診療科の充実のため引き続き医師招へいの努力をしていきたい。との答弁でした。

その他、住宅使用料について、認定看護師について、患者・利用者数の推移について等の質問がなされ、執行部より決算に関する参考資料の提出がありました。

また、平成21年度決算においては、赤字が改善し努力されている。今後は、医師・看護師の確保、老人保健施設の増床、施設改善等の課題がある。公立病院の存在意義を明確にし、理解しておく必要がある。との意見がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定通り御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでした。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本委員長。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、委員6名全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号から認定第9号については、認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について、広域水道出資債元利補給金はいつまで継続されるのか。との質問に対して、平成32年までとの答弁がありました。

認定第6号簡易水道事業特別会計について、これは、昨日一般質問もございましたし、椎木町長さんのお答えもございましたけれど、9月8日時点でのことですので、若干食い違いがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。水価安定補助金がこれからどのようになるか定かでないが、もし、補助金がなくなった場合、幾らぐらい上がるのか。との質問に対して、約5,000万円の補助がなくなると単純に約10%の値上げをしないといけないが、平成22年度に料金の変更を行っており、これ以上の値上げは納得してもらえないのではと思っている。との答弁がありました。

そのほかに、滞納額がふえているが、税務課徴収対策班のみに任せているのか、上下水道課も一緒に行っているのか。との質問に対して、住宅関係もあり関係各課で協力して対応している。との答弁がありました。

認定第7号下水道事業特別会計について、赤字補てんはいくらか。との質問に対して、一般会計からの繰り入れで、赤字補てん部分は8,297万5,000円で平成20年度と比較すると10%増加している。との答弁がありました。

そのほかに、水洗化率が100%になれば、下水道特別会計は賄えるのか。との質問に対して、

計画上は可能であるが、建設改良費もあり、100%になったからと言って下水道特別会計がすぐに賄えるわけではない。との答弁がありました。

認定第8号農業集落排水事業特別会計について、未加入者に対し加入推進を図る必要があるが、現在の状況と今後の方法について尋ねる。との質問に対して、現在、事業着手前や供用開始前の説明会において、周知している。ほかに広報等をお願いをしている。との答弁がありました。

認定第9号漁業集落排水事業等別会計について、漁業集落排水事業は地方債を財源として工事をしているが、国の補助等はないのか。との質問に対して、直接的な補助はないが、耐用年数が過ぎた大型の機械等の更新については、補助対象となる場合がある。との答弁がありました。

次に、環境施設課関係では、衛生センターと清掃センターの修繕費が大きい更新することは考えているのか。との質問に対し、衛生センターは、建設後すでに24年、清掃センターについても12年が経過し、機械設備の老朽化が進んでいる。両施設の更新については、国の補助制度を受けるのも困難な状況である。今後、計画的に補修を行い、年間を通してトラブルのない運営を継続するため、設備経費の5%程度の修繕費を掛けても施設の延命を図っていきたい。との答弁がありました。

次に、生活衛生課関係では、滞納家賃の回収状況についての質問があり、平成20年度と比較して、滞納繰越額は約330万円増加している。滞納分については、税務課徴収対策班と連携をとり回収に当たっている。生活衛生課としては、現年分の収納に重点を置き、滞納させないように訪問するなどして回収に当たっている。との答弁がありました。

次に、農林課関係では、有害鳥獣駆除に関して、イノシシの捕獲状況、多く捕獲する人で何頭捕獲するかについての質問に、昨年は275頭捕獲し、ことしは7月末現在112頭捕獲している。との答弁がありました。年間での捕獲数は多い人で1人当たり60~100頭程度捕獲している。との答弁がありました。

また、林業経営として木材を伐採している林家はあるのかとの質問に対して、林業経営では採算がとれず、伐採しての木材販売はない。しかし、森林の役割は、環境保全、保水等多面的な効果があり維持管理は必要。との答弁がありました。

そのほか、浮島と頭島間の橋の保守事業は単年度事業だったか。また、頭島ではみかん栽培が継続されているのか。との質問に、平成22年度へ繰り越されている。頭島では現在もみかん栽培が行われている。いりこの加工場もあり、車両の通行も多く利用頻度は高い、との答弁がありました。

次に、水産課関係では、内海東部地区水域環境保全創造事業負担金ではどのような事業を行ったのか。の質問に対して、石を投入し、も場を造成する事業。との答弁がありました。

そのほか、燃油等給油施設に補助しているが、町単独の補助か。の質問に対して、町単独の補

助事業であるが、財源として地域活性化経済危機対策臨時交付金で対応している。との答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、観光客誘致促進事業の内容についての説明をお願いします。このことについて、この事業は、宿泊体験費キャッシュバック事業のことで、リピーター客を確保するため、昨年1月から3月の間、町内に宿泊された方や体験参加者に、宿泊券プレゼントやイチゴ狩り、石風呂入浴券など体験料の一部を助成したものの。との答弁でありました。

また、やしる郷ふれあいの里事業の借地料はいつまで払うことになるのか。との質問に対して、国や県では補助事業で整備された施設の法定耐用年数がある間は、廃止できないという指導をしている。現状では営業再開は課題が多く運営は難しい。との答弁がありました。

また、商工会へ町からの補助金は3年間変わっていないということだが、県からの補助金はどうか。との質問に対しまして、県からの補助金は平成20年度5,313万円、平成21年度4,848万円と減額されている。本町においては、平成22年度より補助金の減額をおこなっている。との答弁がありました。

そのほかに、公共交通事業について、将来を見越した対策を考えるべきだとの発言がありました。

最後に、建設課関係では、小松地区等に新たに設置されたLED街路灯73基の電気代はどれくらいかかっているのか。の質問に対し、1本につき年間3,000円程度である。小松地域に設置されている旧来の街路灯は40基あり、電気代として年間約40万円程度の経費がかかっている。との答弁がありました。

そのほかに、道路に覆いかぶさっている樹木の伐採、河川に生えているアシ等の除草についての発言がありました。

以上が、本委員会に付託されました。議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定通り、御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 順番逆になりますが、まず1点聞きたいというふうに思いますが、小松地区の街路灯について、基本的に40万円かかるという、今委員長が報告されましたが、実際的に一部は、いわゆる地元自治会のほうの負担にかかわってないかというふうに私は認識しておるんですが、その点で、いわゆる負担割合とかそういう部分の報告ありましたか。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。広田議員さんの御質疑に対しまして、中身のそういったことは、質疑はございませんでした。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 質疑はなかったということであれば、委員長は基本的には触れられませんが、やっぱり委員長報告ですから、きちっという点では、地元負担分も当然変化が起こっているというふうに思っておりますので、ちょっと答弁がほしかったなというふうに思います。それが１点であります。

それと、もう１点が、この点では実際的に、昨年度も一昨年も聞いておるといふふうに思いますが、今観光協会への補助金が全額繰り出し、いわゆる町を通じて繰り出す分、そして、実際的に観光協会がいわゆる事業者となって雇い入れたりする部分、それらがあるし、また、いろんなパンフレット等については、事業者が、観光協会そのものが実際的に仕事発注、仕事委託契約をするという三つぐらいに分かれるというふうに考えております。その中で、実際的に委員から、例えば前年度決算認定に当たって、全額いわゆる補助率１００％使いましたという分で、細部についての質疑や執行部からの補足説明、これありましたか。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

この問題についても、質疑はございませんでした。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、御苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

認定第１号、討論はございませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） ２１年度一般会計決算の認定について、反対の立場から討論したいというふうに考えます。

御承知のように、２１年度の決算の特徴は、２０年度からの繰越金等、財源を含めて１７７億５,０２２万４,０００円、これが予算の総額であります。これに対して調定額、収入済額、そして不能欠損、収入未収額、総額で実際的には１７９億５,４７７万４,５８５円となっております。この年度の特徴、これはいわゆる前年度からの大幅繰入、そして、当年度の大幅な繰越、これらは基本的には国のいわゆる大型補正といいますが、の影響が非常に大きいと、いわゆる平たい言葉でいえば、地方自治体にとっては、盆と正月が１回に来たような、実際的にはやる仕事量が能力以上に国からお金が来たというのが大きな特徴の一つであります。この中で、私が国のあり方の問題として批判するのは、国の悪い政治、これを改めるのも地方自治体の大きな仕事だということなどを常々言ってきました。その中で見てみますと、結局は選挙を前にした国のいわゆる選挙対策という言い方で、マスコミ等もふれましたけど、実際的にはそういう状況であります。

個別で見てみますと、不能欠損のうち、私は住民税等について、死亡等は当然不能欠損は発生

するし、そしてまた住民が非常に努力をしても不能欠損が起きるという状況もわかっております。そういう中でも、当年度収入未済のうちとにかく不能欠損すまあとして努力しているのが、私は町民の多くだというふうに認識しております。

また、その中で私自身がずっと鑑識してきたのは、特別土地保有税についてであります。特別土地保有税というのは、実際的には法律改正で15年以降、変更したわけなんですけど、もともとはその地域地域に実際的には利益を得ようとしてる。そして、利益を得るために出てきた、いわゆる部分に対して税金等がかかるという部分であります。そういう中で、実際的にはずっと言ってきた割には、最終的には当年度の不能欠損の半分ぐらいを占めるという不能欠損額を出しております。この特別土地保有税の不能欠損について、私は非常にいかななものかという考え方をしております。収入未済について、国庫支出金及び町債で、基本的には86.63%を占めております。これは、先ほど言いましたように、いわゆる国の一次補正、二次補正の影響と、病院の年次割変更に伴う部分というふうに考えております。

さて、そういう中で、21年度予算支出現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額からなりますが、不用額は4億5,246万2,245円、これは、私は大きすぎるんじゃないか。今の町民の実態を考えたら、補正の論議のときに言ったのは、やっぱりできるだけ早くその全体像をつかんで、実態をつかんで、やっぱり議会に補正予算として提出するべきじゃないか。そうすれば、新たな住民のための仕事はできるんだということを言ってきました。その点では、私は確かに1次補正、2次補正があったとしても、4億円以上のいわゆる不用額、これは多過ぎるというふうに考えております。

歳入歳出残高、この面でも触れておきたいというふうに思います。

結局、8億8,809万4,365円となりますが、これも実際的には多過ぎるというふうに考えております。結局、こういう多額の翌年度繰越金を出したら、どういう流れになるかといえば、議員の皆さん方も御承知のように、翌年度の基金、もしくは町長の行いたいいわゆる政策的経費分、これにならざるを得ないというふうに私は考えております。

また、諸支出金の項ではほとんどが、御承知のように、多会計繰出金でありますけど、実際的に私がずっと指摘してるのは、多会計の中でゼロ決算はいかななものか。やっぱり、閉じてからきちっとして会計上議員に示すべきではないかという考え方を持っております。

また、よく委員長報告等でも出てきますが、一般会計、特別会計の間で、独立採算という言葉が出てきます。しかし、実際的に周防大島町の特別会計ですよ。実際的に独立採算できる会計があるかという点は、私は議員の皆さん方に深くつかんでいただきたいというふうに思います。

やはり、私は実際的には特別会計はより町民の暮らしや福祉の部分に大きい部分があるし、仮に財政見通しとして、いわゆる独立採算と言え、今から先の特別会計は一切考えるべきではな

いというふうに考えます。といいますのが、だれがどう考えてみても、決算認定に当たってみてわかるように、実際的には多額の繰り出しをして当たり前という状況なんです。そういう点から、ここの繰出金、多会計繰出金の調整について、批判をしておきたいというふうに思います。そういう立場から、認定案件について反対の立場を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。認定第1号平成21年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。認定第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。認定第3号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第3号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第4号平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第5号平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第6号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第7号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第 8 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第 8 号平成 21 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第 9 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第 9 号平成 21 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第 10 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第 10 号平成 21 年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 公営企業局会計の決算の認定について、賛成の立場から討論したいというふうに考えております。といいますのが、私は常々言っているのは、公営企業局が公営企業法全部適用の中で、どう町立病院として三つの病院、そして二つの老人保健施設、そして一つの看護施設、これを残すために努力しているかという点が、いわゆる賛成、反対の判断の基準であります。決算の認定において、委員長も報告されたように、実際的には事業損益の計算書で見ますと、20年度医業損失、これが8億5,113万4,228円、そして、21年度が7億312万9,829円、1億4,800万4,399円の改善であります。当年度中の損失で見ますと、実質的には20年度が2億5,334万5,371円、21年度が8,811万5,144円、実際的には1億6,523万2,277円、この改善が見られると。これがいわゆる一つのポイントであります。

次に、貸借対照表で見ますと、投資有価証券、これが基本的には8億円減になっております。しかし、実際的には現金預金、これが2億1,612万円余り増になっておりますから、そんなに矛盾あるものではないというふうに考えます。資本的収支の関係でいえば、企業債及び出資金等で出資金というのは、いわゆる大島病院に対する町が借り上げて病院会計に繰り出す分です。これをあわせると、6億5,900万円余り、これもほとんど全額近くが大島病院に対する建設に伴う部分というふうに私は考えております。

こうして、委員長も報告されたように、実際的には公営企業局については、かなりの努力がされているというふうに考えております。しかし、大事な点は、やっぱり引き続き努力を求めたように、医師の確保、そして看護師の確保、これは切っても切り離せない部分だというふうに考えております。実際的に、合併当時と比べて、医師で基本的は2減、そしてまた看護師部門が大きくて17余りの減というふうになっております。これは、非常に私は大きい部分だと。企業局に特に考えていただきたいのは、看護師等の労働条件の改善、これなくしては、なかなか看護師不足の穴埋めはできないというふうに考えておりますので、この点では引き続き努力を求めたいというふうに思います。

また、もう1点は、21年度決算に当たっての中身の部分で私が指摘した部分は、委員長も触れましたが、やっぱりさざなみ苑の増床計画、これが非常に大事な課題であるというふうに考えております。実際的には、すぐ黒字になるかと言えば、黒字にはならん部分があります。財政上。しかし、赤字部分を割いていけるというふうに考えております。そしてまた、東和病院の実際的には将来展望、これもきちっと議会にあらかじめ示していく必要があるんじゃないかということも明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上の立場で、賛成討論としたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第11号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩をします。

午前10時42分休憩

.....
午前10時56分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12・報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第12、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 報告第1号は、専決処分の報告であります。

平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事につきましては、白木産業株式会社と請負契約を締結し、工事を進めてまいりました。その結果、校舎棟屋上及び2階テラス部の防水層が、過去の防水改修工事により二重になっていたことが判明し、その撤去及び処分が追加となるなど、請負代金を増額することが必要となりました。よって、原契約2,940万円に、109万6,200円を増額した3,049万6,200円とする請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分手続により、専決処分を行いましたので、これを御報告するものであります。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第13・議案第15号

議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第15号周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収

条例の一部改正についてを議題とします。補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第15号の周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

第4条並びに第5条第2項につきましては、入院保障金の額等を定めておりますが、平成22年4月より入院保証金の徴収を廃止いたしましたため、条例分の削除をいたすものであります。

もう1点は、別表につきまして、周防大島町立大島病院の移転新築に伴い、特別室等使用料を1人1日につき3,150円以内で管理者が定める額を5,250円以内で定める額に改正するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いわゆる今回の追加議案、これが基本的には議会のほうの部分であります。議長が口述で触れませんでしたので、ぜひとも取り計らいをお願いしたい点が1点あります。といいますのが、議案の追加、上程等については、基本的には議会運営委員会で協議し、いうふうに私は一貫して考えております。

今回、急な、いわゆる申し入れだったろうというふうに思いますが、実際的にはやっぱり議会内のルールとしては議会運営委員会に諮って、（発言する者あり）はい。じゃけえ、実際的にはその前提に立って、質疑をしたいというふうに思いますが、やっぱり議会ルールも明らかにしちゃかんにゃいけんというふうに思います。ぜひ今後とも、その取扱いについては議長のほうにお願いしたいというふうに思います。

質疑であります。実際的に今回4条の改正で、今までの条文から管理者は特別の理由があると認めるものに対しては、使用料または手数料を減額し、または免除することができるというふうにされました。この特別な理由という部分は何を指すのかという点で企業管理者のほうに質疑をしたいというふうに思います。これが1点です。

それと、もう1点が、これだけのいわゆる新たな条例改正が急遽出されるというのが、私は、推定はできます。例えば大島病院の完成に合わせて実際的には条例を出したいということですが、あくまで値上げ条例です。値上げ条例を出すときに、実際的には今までの実績を含めて、まず東和、橋等を含めてどうなのかという点があります。この条例が改正されたからと言って、東和、橋病院の特別室の引き上げを行うものではないという点も明確に求めておきたいというふうに思います。その点で、企業管理者の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） まず1点目の、管理者は特別の理由があると認めるものに対しては使用料または手数料を減額し、または免除することができるという部分でございますが、この部分につきましては、室料等発生する部屋に、他に部屋がない場合、または患者の容体等により院長により個室での治療を続けなければいけない等という場合において、これらの減額または免除を行うという部分でございます。それが1点目でございます。

2点目の、病院の室料についてということでございますが、現在あります橘病院、及び東和病院におきまして、3,150円という特別室がございますが、大島病院につきましては明らかにこれよりちょっと設備がいいものということもございまして、それらとの調整ということでさせていただきます。決して、おっしゃられるように東和、橘の値上げという部分に及ぶものではありませんので、その点を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第14・発議第2号

議長（荒川 政義君） 日程第14、発議第2号柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議の提出についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。杉山藤雄議員。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員（2番 杉山 藤雄君） 提案理由の説明をいたします。布村議員、安本議員の賛成を得て

提出いたしました、柳井地域広域水道用水供給事業にかかる水道料金の安定に関する要望決議について、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

ここで、くどくど提案の理由を申し上げるまでもなく、要望決議全文を読み上げさせていただきます。

地域広域水道用水供給事業にかかる水道料金の安定に関する要望決議（案）。柳井地域は水道用水を将来にわたって安定的に確保するため、昭和57年に柳井地域広域水道企業団を設立し、広島県境の弥栄ダムから遠距離導水を行う広域水道用水供給事業を実施したところであります。おかげをもちまして、用水供給開始（平成12年8月から半量、平成13年4月から全量開始後は水事業が厳しい年におきましても水道用水の不足をきたすことなく、上水の安定供給が図られております。しかしながら、本事業には、約590億円という膨大な建設事業費がかかり、企業団構成市町である柳井市、岩国市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町は、今も企業団への出資償還金や出資補助金に多大な財政負担を必要としています。また、企業団から水道用水の供給を受けている当地域の水道事業及び簡易水道事業は、県内で最も高い水準の水道料金を徴収しているにもかかわらず、一般会計からの繰入金なしでは運営できない状況にあります。

山口県におかれましては、こうした当地域の特殊事情に配慮され、県内の水道料金格差を是正し、県民生活の安定を図ることを目的に、平成14年度から当地域の用水供給事業及び末端給水事業に対し、財政支援をいただいているところです。この水道事業高料金対策費補助金は、当地域の水道料金の安定を図る上で極めて重要な役割を果たしております。万が一、本補助制度が廃止された場合は、水道事業の経営を根幹から揺るがすとともに、水道料金のさらなる大幅な値上げを余儀なくされ、住民生活に深刻な影響を及ぼします。山口県並びに山口県議会におかれましては、当地域の水道事業の財政事情を御賢察の上、住民生活の安定を図る観点から、本補助制度の継続について各段の御配慮を賜りますよう要望いたします。

以上が本文であります。議員各位におかれましては、この趣旨を十分に御理解、御賢察の上、全会一致で議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、挙手による採決を行います。発議第2号柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道

料金の安定に関する要望決議の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

・ ・

日程第15．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成22年第3回定例会を閉会いたします。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 中本 博明

署名議員 魚谷 洋一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員